

(条例第 11 条関係) (A 4)

年 月 日

近隣住民の皆様へ

建築計画のお知らせ

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例第 11 条の規定により近隣住民の皆様へ建築計画をお知らせします。同条第 2 項の規定により近隣住民または周辺住民の方はこの建築計画について、建築主等に説明を求めることができます。また、次頁にこの条例で定める説明事項が記載されていますので御確認をお願いいたします。

建築計画の概要			
中高層建築物等の名称			
敷地の地名地番	盛岡市 用途地域 ()		
用途(工事種別)	()	敷地面積	
建築面積		延べ床面積	
構造		基礎工法	
階数(戸数)	()	高さ	
着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日
建築主住所及び氏名	TEL ()		
設計者住所及び氏名	TEL ()		
施工者住所及び氏名	TEL ()		
標識設置年月日	年 月 日		
この書面は、盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例第 10 条第 1 項の規定により設置した標識の内容に基づき記載しています。			
このお知らせの内容については下記まで問い合わせ下さい。 【連絡先】 担当者： 電話 ()			
盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例に関する 問い合わせ先 盛岡市都市整備部建築指導課防災係 019-601-3387			

1. この条例に基づく説明事項は次のとおりです。

【中高層建築物等に共通する説明事項】

- ①中高層建築物等の敷地の形態及び規模
- ②中高層建築物等の構造、規模及び用途
- ③中高層建築物等の敷地内における位置及び周辺の建築物の位置
- ④中高層建築物等の工事期間、工法及び周辺への安全対策
- ⑤中高層建築物等の敷地に係る車両の出入り口及び当該敷地に隣接する道路の交通の安全を確保するための対策
- ⑥冬季における積雪等の対策（工事期間が冬季にわたる場合）
- ⑦盛岡市景観条例（平成 21 年条例第 13 号）第 6 条第 1 項の景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限を遵守するために取った措置

【高さ 10 メートルを超える中高層建築物等の場合】

- ⑧中高層建築物等の建築等により生ずる日影の影響
（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域において建築等を行う場合に限る。）
- ⑨中高層建築物等の建築等により生ずるテレビジョン放送の電波の著しい受信障害の対策

【店舗の用途に供する中高層建築物等の場合】

- ⑩店舗の営業時間

【その他】

- ⑪建築主等が想定する中高層建築物等の建築等により生ずる周辺の住環境への影響及びその対策

2. 上記の説明事項は書面にて説明しなければならないため、説明事項を網羅できる資料の構成例は次のとおりです。

書面の例
①建築計画のお知らせ（この書面）
②建築主等からのお知らせ文
③付近見取図（案内図）、配置図、平面図及び立面図
④工事の工法、工事の安全対策の概要
⑤用途による配慮事項
⑥その他住環境への影響と対策について記した書面等 (1)交通安全対策の概要 (2)冬季における積雪等の対策 (3)景観計画に定める良好な景観のための遵守事項 (4)日影の影響と対策（日影図等）(5)受信障害の対策